

○飯島町新型コロナウイルス感染症対策に係る飲食・小売・サービス業等危機突破
支援補助金交付要綱

令和2年9月18日
告示第75号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に協力し、影響を受けた町内飲食・小売・サービス業等を支援するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、サービス方法を改善するための施設整備費用（換気対策・非接触型等設備含む。）の一部について、飯島町新型コロナウイルス感染症対策に係る飲食・小売・サービス業等危機突破支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、飯島町補助金交付規則（昭和36年飯島町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の要件の全てを満たすものとする。ただし、町長が特に必要と認めた者は、この限りでない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、別表に規定する町内に店舗等を有する飲食・小売・サービス業等を営む者であって、今後も町内において事業を継続する意思がある者
 - (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための施設整備等を実施する者
 - (3) 新しい生活様式の実践例や信州版新たな日常のすゝめによる新型コロナウイルス感染症拡大防止に沿った行動を徹底している者
 - (4) 町税その他義務的納金を滞納していない者
 - (5) 申請事業者の代表者、役員、使用人、従業員、構成員等が飯島町暴力団等反社会的勢力排除条例（平成24年飯島町条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団等、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する反社会的勢力に該当しない者
- (補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の対象経費は、サービス方法の改善や自ら創意工夫により新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための施設整備等（換気対策・非接触型等設備含む。）に必要な経費

- 2 前項の対象経費は、令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間に支払いが完了する経費とする。
- 3 補助金の額は、補助対象経費の5/10とし、50万円を限度とする。
- 4 補助金の額に百円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(交付の条件)

第4条 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 事業計画に基づき、事業の完遂能力を有すること。
- (2) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに町長に報告してその承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完

了しないときは、速やかに町長に報告してその承認を受けること。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、飯島町新型コロナウイルス感染症対策に係る飲食・小売・サービス業等危機突破支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長へ申請するものとする。

- (1) 事業計画書、事業予算書、見積書の写し
- (2) 町内で事業を営んでいることが証明できる書類
- (3) 本人確認ができる書類
- (4) その他、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、第5条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の支給の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定したときは、飯島町新型コロナウイルス感染症対策に係る飲食・小売・サービス業等危機突破支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

3 補助金の交付は、1事業者又は1店舗につき1回限りとする。

4 飯島町商工業振興事業補助金交付要綱（平成13年飯島町告示第18号）の別表第2中商業の未来応援事業との併用はできない。

5 他の国庫補助金等で措置されている経費は、本事業の対象としない。

(変更申請)

第7条 第4条第2号又は第3号の規定による町長の承認を受けようとするときは、飯島町新型コロナウイルス感染症対策に係る飲食・小売・サービス業等危機突破支援補助金変更交付申請書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

2 前項の規定により変更申請があった場合、町長は前条に準じて決定の内容を変更し、飯島町新型コロナウイルス感染症対策に係る飲食・小売・サービス業等危機突破支援補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、飯島町新型コロナウイルス感染症対策に係る飲食・小売・サービス業等危機突破支援補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付し、事業完了日から起算して20日以内に、町長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書、事業決算書
- (2) 実施前及び実施後の写真
- (3) 領収書の写し
- (4) その他、町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合には、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、飯島町新型コロナウイルス感染症対策に係る飲食・小売・サービス業等危機突破支援補助金確定通知書（様式第6号）により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の請求)

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付額確定後、飯島町新型コロナウイルス感染症対策に係る飲食・小売・サービス業等危機突破支援補助金交付請求書（様式第7号）による補助金対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

日本標準産業分類

大分類	中分類
H 運輸業、郵便業	43 道路旅客運送業
I 卸売業、小売業	56 各種商品小売業
	57 織物・衣服・身の回り品小売業
	58 飲食料品小売業
	59 機械器具小売業
	60 その他の小売業
K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業
L 学術研究、専門・技術サービス業	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業
	76 飲食店
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
	79 その他の生活関連サービス業
O 教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第9条関係）

様式第7号（第10条関係）